

第358回徳島海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和5年3月9日（木） 13：54～16：13
- 2 場 所 海区漁業調整委員会室
- 3 出席委員 福島 茂、阿利茂昭、豊崎辰輝、三原敏夫、
柏木正弘、平尾義徳、團 昭紀、今治清孝、
福井典代、中村秀美
- 4 欠席委員 岡本 彰、島崎勝弘、濱 竹美、三木真之、
中西 敬
- 5 事務局 池脇事務局長、加藤主査兼係長
- 6 県出席者 赤澤係長、妹尾主任、吉田主任主事、木本主事
- 7 議 題
 - (1) 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（第8次徳島県栽培漁業基本計画）案について
 - (2) するめいかに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について
 - (3) くらまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
 - (4) くらまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について
 - (5) 宝石さんごの採捕に係る委員会指示について
 - (6) 知事許可漁業の許可方針の改正について
 - (7) 知事許可漁業の申請期間について
 - (8) 漁場計画案について
 - (9) 公聴会の開催日程等について
 - (10) うなぎ稚魚漁業について
 - (11) その他

8 議事

局長： 定刻より少し早いですが、委員の皆さまお揃いになりましたので、これより、第358回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の会議には、15名中10名の委員の出席を賜っております。本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。

なお、岡本会長が体調不良により欠席されておりますので、本日の議長は、福島会長代理にお願いしたいと思います。

それでは、福島会長代理、よろしく願いいたします。

議長： 皆さんこんにちは。委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日もよろしく申し上げます。

それでは、ただ今から第358回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の会議の議事録署名は、平尾委員さんと今治委員さんをお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。

議題1は、「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画(第8次徳島県栽培漁業基本計画)案について」でございます。

それでは、県より説明をお願いします。

水産振興課： 資料1により説明

議長： 説明は以上のおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

委員： 新聞の報道で稚魚の放流をしても資源の回復が認められないとかなかったですか。北の方のサケとかマスとか放流しよるでな。放流の目的は資源の回復だろ。放流してもしなくても川の資源は変わらんていう発表があったんやけど、何か聞

いてませんか。資源を回復するには環境を変えな魚の数も増えん。これにあてはまるかどうかわからんけど稚魚をなんぼ放流しても資源は回復せんて。国の方でそんな話あるんかな。

水産振興課： 今、国の方から各県の資源評価を、放流量とか放流してどれだけ再捕されたかとか、そういうデータを元にどのくらい放流効果があるかというのは、広域回遊魚種については調べられているんですけども、マダイとかですと委員が仰るように放流しても将来の漁獲量とか親魚量についてはほとんど変わらないという評価結果の魚種もあります。逆にヒラメについてはマダイに比べると、今までどおりの放流を続けていくことで、資源に良い影響があることは言われています。本県の魚種に関しては、ヒラメ以外については特に国の方から評価はされていないので。

委員： 効果があったらいいんやけど、効果がないもんを続けてもしょうがない。効果を判断して放流しないと、ただお金を放るみたいなもん。そんなんがこないだ、マスやったと思うんやけど大学の先生が調べて、そういうのが出てたから。そういうことにも気をつけて事業を進めたらいいのかなと。

水産振興課： はい。漫然と撒き続けるのではなくて、ちゃんと効果の検証もしながら進めないといけないと思っています。

委員： 例えばアワビ類なんかは同じように放流しても餌がないと生き残れないということがあって、この計画の中ではアワビ類に対して藻場のことについて書いてあったと思うんですけど。そういう意味で藻場の造成することとかあるんですかね。

委員： そっちの方が大事やな。

水産振興課： 計画にも書いていますが、藻場の造成とか環境の整備も併せて取り組むことが大事だと。

委員： 現場としてアワビ類は、私のところから南側はほぼ効果はなくなったと言ってもいいのかなと。というのは今言った環境で放流しても育たんし、自然でふ化したやつも育たんという状況で、私のところから南の組合長はほぼ効果はないのかなと。ただ北に行く環境があるので、阿部であれば何年前かええ時であれば放流効果が4%というときに、私のところでは零点何%。私が就任してから3年くらいは、時期に来てもらって1枚1枚調べてもらって放流アワビのデータも取ってますし、阿部も取ってますが、基本的には資源が減ってはいきよんやけど、まあ北側の方は効果があるだろうと。それといろんな説があるんやけど、20万個や50万個では個数が少なすぎると。もうちょっと集中してやれば効果が現れるというんは。それと私らが取り組んでるんは、放流にあたって放流する場所を、今の自然で生きていけるように藻場とタイアップしたように、いろんな施設に集中してやるということで、育つような魚礁と同時にということも始めようかなと。できたらちょっと養殖みたいな形でそこへ集中して育つかどうかという実験もやってみたいと。それと今回トコブシいうんが、県南の方がトコブシの方が可能性として残ってるっていうんで、アワビよりも県南の方はトコブシへシフトしてやってみようかなと。それと北側の方は温暖化で、鳴門へ近づくほど藻場も残ってますんで、それに対する放流は部分的には効果はあるんだらうと。地域によって多分いろんなことが出てくるし、種苗の種類によってもあるんで、県でもいろんな仕分けという形でいかないかんのかもわからん。

議長： ほかにありませんか。

無いようでございますので、本件につきましては、諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議なしでございますので、本件につきましては、諮問案どおりで異議のない旨答申することといたします。

次に、議題2に移りたいと思います。

議題2は、「するめいかに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について」でございます。

それでは、県より説明をお願いします。

水産振興課： 資料2により説明

議長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。

無いようでございますので、本件につきましては、諮問案どおり異議のない旨答申することとして、よろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議なしでございますので、本件につきましては諮問案どおりで異議のない旨を答申することといたします。

次に、議題3に移りたいと思います。

議題3は、「くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」でございます。

それでは、県より説明をお願いします。

漁業調整課： 資料3により説明

議長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

委員： これ期間があと20日ほどしかない訳ですよ。今紀伊水道の方が厳しい状況ですので、それで定置網の方がどうなるかわからないんですけど、状況によってはもっと漁船漁業の

枠もこちらへ回せるように、調整委員会に諮らなくてもいいようにしといた方がいいんじゃないかと思うんですけど。この委員会に諮る間に400キロを超えたら、漁船漁業が獲れてないのにせっかく残ってるのにもったいない。だから柔軟な対応ができるようにしといた方がいいんじゃないかと思うんですけども。どうでしょうか。

漁業調整課： 基本的には枠を変えるときには、委員会に諮らないといけないので、年に何度かこうして諮らせていただいているんですが、例えば諮問に対する答申として、もし定置漁業が更に超えるようであれば、知事の裁量において留保枠から定置漁業に割り振ることができるような制度であればいいのですが。

委員： それでいいと思うんですけど、漁船漁業も正直どうなるかわからんですよね。

委員： 自然のもんで、今の状況はちょっと水揚げが止まって、潮の回復も見られんいうんで、ごつつ落ちとんよな。せっかく国から余分に枠をもらってるのに、あまり獲れんと来年減らされるのも困ったことなんで、できたら知事さんの判断でできるいう形で、皆さんの了承をいただいて、場合によったら関係者の意見を聞いてできるように、あと10日しかないときとかなら、私達も漁師さんに説明はできるんかなと。できるだけ徳島県全体として、できたら漁獲が上がって、減らされることのないような処置をしていきたいと思ってます。

委員： 遊漁の人が釣りに行くんがあるんちゃうん。

委員： 遊漁は免許証がないと保安庁に捕まる。漁師も必ず免許証がいる。

議長： ほかにございませんか。

議長： ないようでございますので、本件につきましては諮問案どおり異議のない旨を答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議なしでございますので、本件につきましては諮問案どおりで異議のない旨答申することといたします。

次に、議題4に移りたいと思います。

議題4は、「くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について」でございます。

それでは、県より説明をお願いします。

漁業調整課： 資料4により説明

議長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようでございますので、本件につきましては、諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議なし、でございますので、本件につきましては諮問案どおりで異議のない旨答申することといたします。

次に、議題5に移りたいと思います。

議題5は、「宝石さんごの採捕に係る委員会指示について」

でございます。事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料5により説明

議長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようでございますので、本件につきましては原案どおりで委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議なしでございますので、本件につきましては原案どおり委員会指示を発出することにいたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

議題6「知事許可漁業の許可方針の改正について」、それから、議題7「知事許可漁業の申請期間について」でございます。県から説明をお願いします。

漁業調整課： 資料6、7により説明

議長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようでございますので、本件につきましては諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議なしでございますので、本件につきましては諮問案どおりで異議のない旨答申することといたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。

議題8は、「漁場計画案について」でございます。

それでは、県より説明をお願いします。

漁業調整課： 資料8により説明

議長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようでございます。漁場計画（案）につきましては、これまでも説明しておりますのでご理解いただけたと思います。

県からの諮問に対しましては、当委員会で審議の上、答申を行うわけでございますが、漁業法により答申に先立って公聴会を開催し、その結果を踏まえ答申することとされております。

そこで、皆さまにお諮りいたします。この公聴会を開催することとしてよろしいか。いかがでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議なしでございますので、公聴会を開催することといたします。

続いて、議題9「公聴会の開催日程等について」に移りたいと思います。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局： 資料9により説明

議長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

委員： 公聴会には全員参加しないといけないんですか。

事務局： 全員参加でお願いします。公聴会終了後、そのまま委員会を開催します。

委員： わかりました。

議長： ほかに何かありませんか。

議長： 無いようでございます。それでは公聴会の日時は、4月14日（金）午後2時から3時、場所は、当委員会室といたします。

諮問を受けましたこの漁場計画案の縦覧場所は、当委員会事務局、期間は、告示日から4月5日（水）まで、意見の要旨の提出は、4月7日（金）まで、との公示を3月20日（月）に県報によって行う予定で事務を進めてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： それでは、そのように進めるものといたします。

なお、公聴会当日4月14日（金）は、公聴会開始の半時間程度前の、午後1時半までには参集くださるようお願いいたします。

また、公聴会に引き続いて、本件諮問に対する答申をまとめるための委員会を開催する予定となりますので、よろしくようお願いいたします。

議長： 次に、議題10に移りたいと思います。

議題10は、「うなぎ稚魚漁業について」でございます。
県から説明をお願いします。

漁業調整課： 資料10により説明

議長： 説明は以上のおおりのようですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようでございます。本件につきましては、今後、許可方針等が作成されるとのことですので、よろしくようお願いいたします。

続いて、議題11「その他」でございます。何かございませんか。

事務局：事務局から連絡です。3月22日に和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会が開催されます。この連合海区委員会はサワラの資源管理を目的として開催されていたもので、新型コロナウイルスの関係で3年間開催されていなかったところですが、新型コロナウイルスも落ち着いてきましたので、今回リモートで開催することとなりました。徳島海区の委員さんの中で岡本会長をはじめ7名が連合海区委員を兼ねておられますのでご出席をお願いいたします。事務局からは以上です。

委員：サワラの資源管理という話が出たので。国の方がサワラの資源管理をするということで、漁業者協議会を何回か開催してきてるんですけども、その中で水産庁に対して遊漁も含めた資源管理を求めているところですが、漁業者と不公平にならないように、クロマグロの二の舞にならないように申し上げてるんですけども、なかなか水産庁が態度をはっきりしない状況なんで、県の方からも水産庁に申し入れていただくようお願いしたい。

漁業調整課：担当へ伝えておきます。

委員：よろしくをお願いいたします。

議長：議事は以上ですが、その他何かございませんでしょうか。

それでは、特に無いようですので以上をもちまして、第358回徳島海区漁業調整委員会を終了いたします。

長時間ご審議お疲れさまでした。

以 上

以上のとおり議事に相違ありません。

議事録署名人

(議長)

委員

(平尾委員)

委員

(今治委員)
